

# 地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に定める計画について

第3次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に合わせて、次の計画を計画内に位置づけます。

地域自殺対策計画

権利擁護支援計画

再犯防止計画

重層的支援体制整備事業実施計画

# 地域自殺対策計画とは

・法的根拠…市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。(自殺対策基本法第13条)

・目的…自殺対策に関する地域間の格差を是正し、誰もが「**生きることの包括的な支援**」を受けられるようにする。

# 本市の地域自殺対策計画

国のガイドラインでは、地域福祉計画等の計画の一部として策定することが可能。

自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することが重要であるため、福祉分野の上位計画である地域福祉計画と一体的に策定。

現在：長久手市地域自殺対策計画（令和元～5年度）

※第2次長久手市地域福祉計画と一体的に策定



**第3次地域福祉計画の策定においても、次期自殺対策計画を一体的に策定**

# 権利擁護支援計画とは

- ・法的根拠… 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項)
- ・目的… 判断能力が十分でない人(高齢者、障がい者等)の権利を守り、自分らしく暮らすための支援を行う。

# 本市の権利擁護支援計画

国のガイドラインにおいて、地域福祉計画に盛り込むべき内容として権利擁護支援施策が示されているほか、本計画策定に関する国の手引きにおいて、地域福祉計画等との一体的な策定についても示されている。

地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方について関連施策及び分野とのつながりを提示する。

現在：長久手市障がい者権利擁護支援計画（令和3～5年度）

※ながふく障がい者プランに包含して策定



**第3次地域福祉計画の策定においては障がい者及び高齢者の権利擁護に関する計画として一体的に策定**

# 再犯防止計画とは

・法的根拠…都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。(再犯防止推進法第8条)

・目的…犯罪をした者等の再犯を防止するため、刑事司法手続を離れた後も、継続的に地域社会への復帰を支援する。

# 本市の再犯防止計画

国のガイドラインでは、地域福祉計画等の計画の一部として策定することが可能。

再犯防止のために有用な施策は、既に取り組んでいる福祉関係施策をはじめとした各種施策と重なる部分も多く、その対象に罪を犯した者等も新たに含む、あるいは既に含まれていることを認識する。



**第3次地域福祉計画の策定において、  
再犯防止計画を一体的に策定**

# 重層的支援体制整備事業実施計画とは

- ・法的根拠…市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、適切かつ効果的に実施するため、本事業の提供体制に関する事項その他厚労省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めなければならない(社会福祉法第106条の5)
- ・目的…地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、既存制度福祉を生かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。

# 本市の重層的支援体制整備事業実施計画

国のガイドラインでは、重層的支援体制整備事業実施計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合していることが必要



**第3次地域福祉計画の策定において、  
重層的支援体制整備事業実施計画を一  
体的に策定**